

鳥取縣公報

昭和十八年六月十五日
第千四百四十二號

火曜日

本書ノ大キハ小國定規格A5判

目次抄録

縣令

○縣令

●劇場寄席取締規則中改正……………一頁
●鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則……………一頁

○告示

●産駒検査施行……………二頁
●衛生綿取扱者追加指定……………二頁
●青年學校廢止認可……………二頁
●同 開校認可……………二頁

○彙報

●金屬類非常回收……………五頁
●勤勞奉仕者並に請入者の心得……………八頁
●其他……………

◇鳥取縣令第三十九號

明治二十三年十二月鳥取縣令第九十九號劇場寄席取締規則
中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十一條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ既設ノ建物ヲ使用スル再出願ノ場合ニ在リテハ建物
ノ圖面仕様書ヲ省畧スルコトヲ得

◇鳥取縣令第四十號

鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則左ノ通定ム

昭和十八年六月十五日

鳥取縣公報 每週日發行(休日ニ當ル)

昭和十八年六月十五日
第千四百四十二號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

00053

鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則

第一條 本縣ニ於ケル木炭(瓦斯用木炭ヲ除ク以下同ジ)及薪ノ配給統制ニ付テハ薪炭配給統制規則(以下規則ト稱ス)ニ依ルノ外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 知事ハ每薪炭年度(自四月一日至翌年三月三十一日)市町村別ニ木炭又ハ普通薪(昭和十八年農林省告示第二百十七號第一項第二號ノ薪及瓦斯用薪ヲ除ク以下同ジ)ノ配給計畫ヲ定メ市町村長及木炭若ハ薪ノ販賣業者又ハ其ノ団体ニ指示ス

木炭若ハ薪ノ販賣業者又ハ其ノ団体ハ前項ノ配給計畫ニ依ルニ非ザレバ其ノ取扱ニ係ル木炭又ハ普通薪ヲ配給スルコトヲ得ズ

第三條 木炭又ハ薪ノ販賣業者ハ市町村長ニ於テ購入票又ハ購入通帳ヲ發行シ若ハ其ノ他ノ配給方法ヲ定メタル場合ハ其ノ購入票ト引換ヘ又ハ購入通帳ニ必要事項ヲ記載スル等其ノ定メタル配給方法ニ依ルニ非ザレバ其ノ取扱ニ係ル木炭又ハ普通薪ヲ其ノ消費者ニ譲渡アルコトヲ得

ズ但シ知事ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 市町村長ハ第二條ノ配給計畫ニ依ル數量ヲ超エテ購入票又ハ購入通帳ヲ發行シ若ハ其ノ他ノ配給方法ヲ定ムルコトヲ得ズ

第五條 瓦斯用薪ノ生産ヲ業トスル者ハ其ノ生産ニ付知事ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ每薪炭年度左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄林産物検査所支所長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

- 一 製造工場ノ位置
- 二 原木ノ所在場所、樹種、樹令及取得方法
- 三 年生産數量
- 四 従業スル勞務者數
- 五 申請者ガ団体又ハ會社ナル場合ニ於テハ其ノ定款又ハ規約並ニ收支豫算書、財産目錄及貸借對照表

第六條 普通薪(屑薪ヲ除ク)ノ生産ヲ業トスル者ニシテ一ケ年百石以上生産セントスル者ハ其ノ生産ニ付豫メ所轄林産物検査所支所長ノ指示ヲ受クベシ

00056

第七條 規則第八條ノ許可ヲ受ケントスル者ハハ薪炭年度左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄林産物検査所支所長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

- 一 原木ノ所在場所、樹種、樹令及取得方法
- 二 種類別生産數量
- 三 生産期間
- 四 従業スル勞務者數(製炭經驗ノ有無別)
- 五 第十條第一號乃至第四號ノ事項

前項ノ申請ハ規則第八條ノ許可ヲ受ケントスル者ノ組織スル団体アルトキハ其ノ団体ニ於テ取纏メ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合第十條第三號及第四號ノ事項ニ付テハ個人別ニ記載スルモノトス

第八條 業務上使用シ又ハ消費スル目的ヲ以テ木炭又ハ薪ヲ生産セントスル者ニシテ左ニ該當スル場合ハ規則第八條但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

- 一 當該薪炭年度ニ於テ農林業用木炭參百疋以內ヲ生産スル場合
- 二 當該薪炭年度ニ於テ農林業用ニ薪十石以內ヲ生産スル場合

第九條 規則第八條ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外木炭又ハ薪ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者居住地(事務所又ハ工場ノ所在地等ヲ含ム)以外ノ市町村ニ於テ木炭又ハ普通薪ヲ生産シ之ヲ使用シ又ハ消費セントスルトキハ様式第一號ニ依リ知事ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認願ハ所轄林産物検査所支所長ヲ經由スベシ

第十條 規則第九條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ每薪炭年度左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄林産物検査所支所長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

- 一 使用又ハ消費ノ目的
- 二 業務ノ概要
- 三 前一ケ年ニ於ケル種類別使用又ハ消費數量
- 四 種類別使用又ハ消費ノ豫定數量及其ノ算出ノ基礎
- 五 木炭又ハ薪ノ取得方法

第十一條 業務上木炭又ハ薪ヲ使用シ若ハ消費セントスル者ニシテ左ニ該當スル場合ハ規則第九條但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

00057

一 當該薪炭年度ニ於テ木炭四千疋以内ヲ使用シ又ハ消費スル場合

二 當該薪炭年度ニ於テ薪五十石以内ヲ使用シ又ハ消費スル場合

三 規則第八條ニ依リ許可ヲ受ケ生産シタル木炭又ハ薪ヲ使用シ若ハ消費スル場合

前項第一號ノ木炭又ハ第二號薪ノ數量ハ當該薪炭年度ノ中途ヨリ木炭又ハ薪ヲ使用シ若ハ消費セントスル者ニ付テハ其ノ使用シ若ハ消費スル期間ニ依リ按分算出シタル數量トス

第十二條 規則第八條又ハ第九條ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外業務上木炭又ハ薪ヲ使用シ若ハ消費スル者ハ様式第二號ニ依リ毎薪炭年度木炭又ハ薪ノ種類別使用若ハ消費豫定數量ヲ前薪炭年度ノ十一月一日迄ニ林産物検査所支所長ヲ經由シ知事ニ届出ヅベシ但シ年度ノ中途ヨリ使用シ又ハ消費セントスル者ハ使用又ハ消費スル一月前迄ニ届出ヅベシ

前項ノ届出ハ前項ニ該當スル者ノ組織スル團本アルトキ

ハ様式第三號ニ依リ其ノ團體ニ於テ取纏メ之ヲ爲スコトヲ得

第十三條 規則第二條ノ集荷機關、同第四條ノ指定集荷機關及指定配給機關其ノ他木炭若ハ薪ノ販賣業者又ハ其ノ團體ハ其ノ事務所又ハ營業所ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 買受ケタル(販賣委託ヲ受ケタル場合ヲ含ム)木炭又ハ薪ノ種類別數量、價格及買受年月日並ニ買受先ノ氏名(又ハ名稱)及住所

二 販賣又ハ配給シタル木炭若ハ薪ノ種類別數量及價格販賣又ハ配給シタル年月日並ニ販賣先又ハ配給先ノ氏名(又ハ名稱)及住所

第十四條 規則第九條ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ事務所又ハ營業所ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 買受ケタル木炭又ハ薪ノ種類別數量、價格及買受年月日並ニ買受先ノ氏名(又ハ名稱)及住所

二 使用シ又ハ消費シタル木炭若ハ薪ノ種類別數量及使用消費ノ年月日

00058

前項ノ規定ハ規則第八條ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ準用ス

第十五條 規則第二條但書、第三條但書、第四條第一項但書又ハ第五條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ様式第四號乃至第六號ニ依ル申請書ヲ所轄林産物検査所支所長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

第十六條 規則第四條第二項但書ノ許可ヲ受ケントスル者様式第一號

木炭生産使用承認願

ハ様式第五號ニ依ル申請書ヲ知事ニ提出スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣木炭配給統制規則施行細則及鳥取縣薪需給調整規則ハ之ヲ廢止ス

本令施行前項ノ細則又ハ規則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

生産場所	生産期間	原木ノ取得方法	生産豫定	使用ノ目的	使用ノ場所	前一年ニ於ケル使用又ハ消費數量	備考
			石疋			石疋	
計							

右ノ通生産シ使用致度候條御承認相成度此段及御願候

年 月 日

住 所

氏

名 (印)

知 事 宛

注意 願出着が團體ニシテ個人用ヲ取纏メタルモノナル場合ハ使用又ハ消費ノ場所及前一ケ年ニ於ケル使用又ハ消費數量ニ付個人別ニ記載ノコト

樣式第二號 昭和年度薪木炭消費用屆

計	使用ノ目的	使用ノ場所	種別	數量	使用又ハ消費豫定	使用ノ期間	數量ノ基礎	業務ノ概要	前一ケ年ニ於ケル使用又ハ消費數量

右ノ通消費致度此段及御届候
年 月 日

知 事 宛

樣式第三號 昭和年度薪木炭消費用屆

住 所

名 (印)

計	團體員名	使用ノ目的	使用ノ場所	種別	數量	使用又ハ消費豫定	使用ノ期間	數量ノ基礎	業務ノ概要	前一ケ年ニ於ケル使用又ハ消費數量

右ノ通消費致度此段及御届候
年 月 日

住 所

名 (印)

知 事 宛

00061

樣式第四號

薪木炭 購買ノ受託入 許可申請

右ノ通 購買ノ受託入 致度候條御許可相成度此段及申請候

年 月 日

知 事 宛

住 所

名 氏

種 別	規 格	數 量	購 買 販 賣ノ 受 託 入 先	購 買 販 賣ノ 受 託 入 期 間	事 由
			石旺		
計					

00062

樣式第五號

薪木炭 讓渡許可申請

右ノ通讓渡致度候條御許可相成度此段及申請候

年 月 日

知 事 宛

住 所

名 氏

種 別	數 量	讓 渡 先	讓 渡 期 間	出 荷 場 所	事 由
		石旺			
計					

00063

樣式第六號

木炭 縣外移出許可申請

種別	數量	移出先	移出期間	出荷場所	用途	事由
	石砵					
計						

右ノ通縣外移出致度候條御許可相成度此段及申請候

昭和 年 月 日

住 所

氏

名 〇

知 事 宛

00064

告 示

◇鳥取縣告示第三百八號

國有保管種牡馬種付ニ係ル產駒検査左ノ日割ニ依リ施行ノ旨鳥取種馬所長ヨリ通報アリタリ

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

產駒検査日割表

検査施行場所 月 日 時刻 摘要

- 日野郡 石見種付場 七月六日 午前九時
- 同 多里種付所 七日 同
- 同 米澤種付所 八日 同
- 同 八郷種付所 九日 同
- 西伯郡 幡郷種付所 十日 午前八時
- 同 大高種付所 十日 午後一時
- 同 御來屋家畜市場 十二日 午後一時
- 東伯郡 種馬所構内 十二日 午前九時

- 同 倉吉種付所 十一日 同
- 同 下郷種付所 十三日 同

◇鳥取縣告示第三百九號

昭和十六年一月鳥取縣告示第三十號衛生綿取扱者指定ノ件中左ノ通追加指定ス

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

西伯郡天津村大字阿賀二一五番四地

景 山 虎 次 郎

◇鳥取縣告示第三百十號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年三月三十一日認可セ

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱 位 置 設置者

00065

鳥取縣八頭郡安部村青年學校	鳥取縣八頭郡安部國民學校ニ併設	八頭郡安部村
鳥取縣八頭郡大御門村青年學校	鳥取縣八頭郡大御門國民學校ニ併設	八頭郡大御門村
鳥取縣八頭郡中私都村青年學校	鳥取縣八頭郡中私都國民學校ニ併設	八頭郡中私都村

◆鳥取縣告示第三百十一號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ開校ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名 稱	位 置	設 置 名
鳥取縣八頭郡安部村外三ヶ村學校組合立八東部青年學校	八頭郡安部村大字安井宿字芦谷口八百參拾五番地	八頭郡安部村外三ヶ村學校組合
鳥取縣八頭郡中私都村外二ヶ村學校組合立私都青年學校	八頭郡中私都村大字市場二二七番地	八頭郡中私都村外二ヶ村學校組合

◆鳥取縣告示第三百十二號

薪炭配給統制規則第二條並ニ第四條第一項及第二項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條ノ地方長官ノ指定スル集荷機關

一 木 炭 販 賣 組 合

但シ鳥取縣林產燃料株式會社及近藤林業有限會社ノ生産ニ係ルモノヲ除ク

二 薪 (瓦斯用薪ヲ除ク) 森 林 組 合

但シ鳥取縣林產燃料株式會社、智頭木材統制株式會社、鳥取林材株式會社、若櫻林材株式會社、東伯林材株式會社、米子林材株式會社、日野林材株式會社及境港木材株式會社ノ生産ニ係ルモノヲ除ク

第四條第一項ノ地方長官ノ指定スル者

一 木 炭 鳥取縣販賣組合聯合會及全國販賣組合聯合會

二 薪 (瓦斯用薪ヲ除ク) 鳥取縣森林組合聯合會

第四條第二項ノ地方長官ノ指定スル者

00066

木炭及薪(瓦斯用薪ヲ除ク)ニ付鳥取縣燃料配給統制組合

◆鳥取縣告示第三百十三號

昭和十八年五月農林省告示第二百十七號第一項第三號、第三項並ニ第五項第一號ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一項第三號ノ地方長官ノ指定スル町村

岩美郡 一圓

八頭郡 一圓

氣高郡 一圓

東伯郡 倉吉町ヲ除ク其ノ他ノ町村

西伯郡 境町ヲ除ク其ノ他ノ町村

日野郡 一圓

第一項第三號ノ地方長官ノ定ムル數量

薪 一ヶ年 二十石

第三項ノ地方長官ノ指定スル町村

木 炭

岩美郡 米里村 宇倍野村 成器村 大茅村

福部村 東 村 岩井町 蒲生村

小田村

八頭郡 上私都村 中私都村 下私都村 大御門村

隼 村 大伊村 安部村 八東村

丹比村 池田村 八上村 散岐村

西郷村 大 村 社 村 佐治村

山郷村 智頭町ノ内 山形區 土師區

那岐區 富澤區

氣高郡 大和村 神戸村 末恒村 東郷村

大郷村 明治村 吉岡村 鹿野町

小鷺河村 日置村 勝部村 中郷村

東伯郡 小鴨村 上小鴨村 南谷村 矢送村

山守村 北谷村 高城村 竹田村

旭 村 三德村 小鹿村 花見村

泊 村 舍人村 榮 村 古布庄村

00067

上郷村 成美村 以西村 上中山村
西伯郡 大國村 東長田村 上長田村 賀野村
大山村 名和村

日野郡 八郷村 溝口町 二部村 日光村
米澤村 江尾村 神奈川村 日野村
黒坂町 日野上村 大宮村 山上村
多里村 阿毘縁村 福榮村 石見村

第五項第一號ノ地方長官ノ定ムル數量

一木 炭 六十疋
二薪 一石

◇鳥取縣告示第三百十四號

昭和十八年四月農林省告示第二百四號(櫨實、漆實及木蠟ノ最高販賣價格指定ノ件)ニノイノ檢査團體左ノ通指定ス

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣森林組合聯合會

正 誤

昭和十六年二月二十五日附薬工品販賣價格認可ノ告示番號「第七十九號」ハ「第七十九號」ノ誤

00068

彙 報

金屬類非常回收

第一次回收愈々今月中

—— 戦局は急速回收を要請する
—— 該當者は擧つて供出報國へ ——

大東亞戰爭を勝ち抜く爲には金屬資源の供給増加を圖ることが極めて緊要である爲、その一方途として昭和十六年度以來金屬類特別回收を施行し、官民の協力によつて相當良好の實績を擧げたのであるが、戦局の進展はいよゝゝ飛躍的戦力増強を必要とするに至つたので、從來の施策を更に一段と強化することとなり、五月一日より本月末日までを施行期間として金屬類非常回收が實施されてゐるが、その第一次回收締切はいよゝゝ切迫した。各位は戦局の推移が時間的に影響すること極めて大なる所以を了解し、至急供出して國民の熱意一丸となつて必勝を期するこの非常回

收に協力されたい。

今回の非常回收は各産業に於ける遊休設備並に不要不急設備の回收を對象とし、専ら速時多量回收に重點を置き、一般家庭の物件に就ては回收成績の不均衡を是正する程度に併行實施されてゐるのであつて、回收物件は第一類物件及び第二類物件に區分され、第一類物件は縣に於て回收計畫を設定し、地方事務所市町村を通じ各種措置を講じ、從來の一般家庭及び非指定施設特別回收の例に依つて統制會社に買ひ取らしめ、第二類物件は統制會社又は産業設備營團に於て、回收本部の指示に基き具體的計畫を設定して縣地方事務所市町村長を通じ供出者に通知して直接買取を行ふものであつて、撤收及び集積は第一類は原則として供出者に於てなし、第二類は原則として買入側の工作班によつて縣指揮の下に行ふが、回收物件の調査はいづれも市町村が實施する。

第一類及び第二類の回收物件内容は次の通りである。

◇第一類物件

一 鐵物件(珪瑯引のものを除く)

00069

- 1. 戦利品及び記念保存物(銅製品を含む)
- 国民教化上絶対に必要なるものにして縣の認定を受けたるもの及び軍に於て特に存置を希望するものを除く
- 2. 橋梁の欄干及び照明裝飾金物
- 保安上絶対に必要なるものを除く。(裝飾金物は全部回収)
- 3. 看板及び廣告板
- 4. 日除用金物
- 二 銅物件(銅合金製品を含む)
- 1. 銅像(胸像を含む)及び銅碑
- 左に掲ぐるものは之を除く。
- イ 皇室、皇族に關するもの及び神像
- ロ 佛像等にして直接信仰の對象となり、又は禮拜の用に供するもの
- ハ 國寶及び重要美術品の指定あるもの
- ニ 特に國民崇敬の中心たるものにして縣の認定を受けたるもの
- 2. 神社佛閣境内施設物にして國民信仰上支障なきもの。

- (鳥居、塔、燈籠、形象、建設物、容給水施設物等)
- 國寶又は重要美術品に指定せられたるもの並に由緒上絶對的に存置を必要とするものにして縣の認定を受けたるものは除く。
- 3. 橋梁の唐金擬寶珠、表札類
- 前項但書に準ずるものを除く。
- 三 鉛物件(鉛合金製品を含む)
- 文鎮及び敷物押(製圖用事務用等のもの)
- ◇第二類物件
- 一 鐵物件(瑛瑯引のものを除く)
- 1. 陸上競技場、水泳場、野球場、庭球場、蹴球場、競馬場、國技館其の他に類する施設の上屋、スタンド等(ネット及び支柱、スコアーボード、展望臺及回轉木馬等を含む)
- 2. 軌條、鐵軌工作物及びケーブルカーの一部
- 3. 昇降機(エヌカレータを含む、ケース及び内外扉其の他附屬設備一切)
- 左に掲ぐるものは之を除く。

00070

- イ 人用のものにして五階以上に亘るもの、在りては縣に於て必要と認めたる臺數(エスカレータは全部回収)
- ロ 貨物運搬用のもの
- ハ 病院及び療養所用のもの、鑛内用のもの及び施設の性質上特に其の存置を縣に於て認めたるもの
- 4. 街路灯
- 保安防空上必要なるものにして縣に於て存置の指示を受けたるものは之を除く。
- 5. 冷房装置(自然換氣不可能なる施設に於て換氣淨風用部分以外のもの)
- 病院等の施設の性質上絶対に必要なるものにして縣に於て認めたるものは之を除く。
- 二 銅物件(銅合金製品を含む)
- 1. 車輛附屬金物
- 2. 擦染ロール
- 3. 水洗便所調整器の一部
- 三 鉛物件(鉛合金製品を含む)

- 1. 遊休設備の鉛管及び鉛板
- 2. 水洗便所の調整器の一部
- 四 第一類物件にして縣が供出者例に於て撤去し得ざるものと認めたるもの
- 其の他現在實施中の指定物件及び之に準ずるものにして回収洩の物件
- 尙、回収物件の買取價額及び補償費については、第一類物件は鐵物件及び銅物件の買取價額及び補償費は供出者の如何に拘らず従來の一般家庭及び非指定施設特別回収の例により、現在補償費の定のない物件の補償費は零、鉛物件の買取價額は一貫匁に付一圓四十七錢(一〇〇匁三十九圓三十錢)、補償費は零である。又第二類物件は、統制會社に於ける鐵物件及び銅物件の買取價額は従來の指定施設の讓渡價格の基準により、鉛物件は一〇〇匁に付三十九圓三十錢、産業設備營團の買取價額は別に定める所による。補償費は現在定のある物件は之により其の定のないものは別に定める所による。
- 又この金屬類非常回収の實施に伴ひ代替資材を必要とす

00071

る際に於ては、定められた書式(市町村役場にあり)により「金屬類非常回収代替資材配給申請書」を提出された。

銅鐵の 回收本部だ 隣組

「戦勝の 鍵だ力だ 鐵と銅」

「戦勝も 鐵一片の 力から」

(地方課)

勤勞奉仕者並に請入側の心得

△△ 國民皆働は 國家奉仕
△△ 互に感謝の 交流を

決戦下の食糧國內自給は皇國刻下の緊急事です。今や農繁期に入つて農家の晝夜を分たぬ奮闘はまことに國民感謝の的でありまして、都市民並に農村非農家や學生等の勤勞奉仕による國民皆働運動が力強く展開されてゐるのは、これらの人々の農家に對する感謝の誠意を表現し、且つ學國一心食糧増産に協力せんとするものに外なりません。従つ

てこれが請入側たる農家も出動の奉仕者も深く本運動の國家的意義を考へ、共に「國家奉仕の念に燃えつゝ職域相互間の感謝尊敬の念が交流され、奉公の精神で結び合つて居らなければなりません。

ついでには勤勞奉仕に出動するものは、自ら農事の経験はなくとも眞心より農家の仕事に盡して僅かでも手助けとなり、忙しい人手を経験者でなくては出来ぬ方面に働いて貰つて能率の向上に努め、或は及ばぬながらも困難を克服して勞務に慣れ、技術をも練習して援助に勵み、國民食糧確保に營々たる農民と相携えて奉公の精神を昂揚して事に當らねばなりません。又奉仕によつて農家より何等の報酬やもてなしを受けることは必ず辭退しなければならぬのでありまして、況んやかりそめにも「手傳つてやるのだ」といふやうな間違つた氣持をもつものがあつてはならぬのであります。

又勤勞奉仕は都市民生活訓練の絶好機會であります。即ち戦争が始まつて以來食糧問題の重要性に關聯して農村の重要性が強く國民一般に知られて來たのでありすが、更

00072

に農民生活そのものが生産的にも消費的にも典型的な戦争生活であつて、それが戦ふ國民の底力を培つて居るものであることをよく考へ、これを單に農村のみものとしなないで都市民の生活にも生かさねばならぬのであります。農民の健全素朴な衣食住はもとより、一朝ことある時はたとへば防空にしても火災その他の災害にしても、そこには擔つたり、かついだり、提げたり、走つたり等々あらゆる動作が是非必要であつて、如何に機械文明が発達しても人間はこれらの動作から離れることは出来ず、又離れてはなりません。

かやうの意味からいつても戦争生活即農民生活ともいふべきその生活の中に、須らく自ら求めて突入して奉仕生活をなし、自己を鍊成し集團を鍊成することは極めて意義深いものがあるのであります。

次に請入側としましては、この勤勞奉仕が國家的意義により食糧増産の爲になされてゐるものであつて、それが個々の農家を對象として行はれてゐる場合でも、それはどこまでも奉公の精神によつて行はれてゐるものであることを

自覺し、常に謙虚な態度と感謝の精神を以て奉仕隊員に對せねばなりません。そして奉仕隊員に無理をさせないやう注意すると共に、又無用な遠慮もせず、未経験による不足な點はあつてもそれを顔色に出したり不謹慎な態度に出してはなりません。尚、奉仕を受けて居りながら自分は他所に手間稼ぎに行くといふやうな不心得は絶対に許されないことです。

戦場に生産工場にあらゆる勞働力を捧げて、農村の繁忙期は所謂「猫の手も借りたい」實情にあります。そして勞力の種類はいろ／＼あつて、熟練した農業勞力でなくても都市の婦人や學生兒童でも充分間に合ふ勞務も多いのでありますから、比較的短いこの繁忙期に多少無理をしても是非出動し、農家への感謝と食糧増産協力に邁進されるやう切望いたします。(農務課)

◎週報・寫眞週報掲載内容(六月十六日發行)

▼週報

- 食糧事情と應急増産
- 航空撃滅戦は続く
- 商工經濟會法とは
- 電力動員計畫問答

▼寫眞週報

- 故山本元帥の國葬嚴かに執り行はる
- アツツ島の全將兵玉粹す
- われら一億英魂に應へん
 - 全國の各職域にある人を
 - とらへてその決意を聞く
- 貯蓄は銃後の義務
 - 英魂に應へて貯蓄に頑張る人達
- みんなで諸を作らう
 - 精しい諸の作り方

×
×
×

×
×
×

昭和十八年六月十六日印刷
昭和十八年六月十六日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所
鳥取縣鳥取市吉方町
印刷所(西鳥19) 前田印刷所